

議案第125号

勝山市立野向町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市立野向町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

施設の使用料の一部を見直し、利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市立野向町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市立野向町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(令和3年勝山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第9条 コミュニティセンターの_____使用料は、別表第1及び別表第2の区分により、使用者から徴収する。</p> <p>2 使用者は、前項に規定する使用料を_____納入しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 コミュニティセンターの1時間あたりの使用料の額は、別表_____の区分により、使用者から徴収する。</p> <p>2 使用者は、前項に規定する使用料を、コミュニティセンター使用後30日以内に納入しなければならない。</p> <p>3 コミュニティセンターの使用申請に1時間未満の時間がある場合は、次に掲げる区分の使用料とする。</p> <p>(1) 使用申請時間が30分以下のときは、1時間当たり使用料の2分の1</p> <p>(2) 使用申請時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間あたりの使用料</p> <p>4 使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て次に掲げる区分に従って使用料を納付しなけ</p>

(新設)

(新設)

(使用料の減免)

第10条 (略)

(使用料の還付)

第11条 (略)

(損害賠償)

第12条 (略)

(管理の代行)

第13条 (略)

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(3) (略)

ればならない。

(1) 使用時間が30分以下のときは、1時間当たり使用料の2分の1

(2) 使用時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間あたりの使用料

5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(使用料の督促)

第10条 市長は、使用料を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 この条例に定めるもののほか、債権の管理については、勝山市債権管理条例(平成27年勝山市条例第2号)の例による。

(使用料の減免)

第11条 (略)

(使用料の還付)

第12条 (略)

(損害賠償)

第13条 (略)

(管理の代行)

第14条 (略)

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 別表**第1及び別表第2**に定める額を超えない範囲内で利用料金を定め、減免し、又は還付すること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(5)・(6) (略)

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、**第10条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と**、「できる。」とあるのは「できる。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。」と、**第11条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。** _____

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

別表第1(第9条関係)

1 基本使用料

施設使用区分	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日
ホール	3,140円	3,670円	4,190円	9,430円
和室	520円	630円	730円	1,570円

(4) 別表 _____ に定める額を超えない範囲内で利用料金を定め、減免し、又は還付すること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(5)・(6) (略)

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、**第11条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と**、「できる。」とあるのは「できる。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。」と、**第12条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。ただし、第10条は適用しない。**

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

別表(第9条関係)

単位(円)

施設使用区分	基本使用料(1時間あたり)	営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する場合(1時間あたり)	
		勝山市民	勝山市民以外
ホール	1,120	1,680	2,240
和室	230	340	460

講座室	630円	730円	840円	1,890円
調理室	1,260円	1,360円	1,470円	3,460円
会議室	630円	730円	840円	1,890円

講座室	230	340	460
調理室	410	610	820
会議室	230	340	460

時間区分	午前 8時30分から12時30分まで
	午後 13時から17時まで
	夜間 18時から21時30分まで
	全日 8時30分から21時30分まで

(削る)

2 次の各号に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第2(第9条関係)

(1)	営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する場合
	ア 勝山市民が使用するとき。50パーセント
	イ 勝山市民以外の者が使用するとき。100パーセント
(2)	使用者が使用時間区分(基本使用料表の午前、午後、夜間、全日の区分をいう。)ごとに、それぞれ定められている時間を超えて使用した場合
	ア 超過時間が30分以上1時間未満のとき。30パーセント
	イ 超過時間が1時間以上2時間までのとき。50パーセント
(3)	冷房又は暖房を使用する場合
	ア 冷房を使用するとき。40パーセント
	イ 暖房を使用するとき。30パーセント

(削る)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。